

職業紹介における紹介手数料の返金に関する規定

株式会社ワイエスプランニング

東京都目黒区目黒 2-11-11

有料職業紹介事業 13-ユ-304097

ワイエスプランニングは下記の通り紹介手数料の返金制度を設けています。

ワイエスプランニングの紹介した求職者が一身上の都合により2ヶ月未満に退職した場合には、ワイエスプランニングは求人者に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、求職者退職日の翌月末日までに、返還するものとする。

- ・2週間未満で退職した場合／紹介手数料の100%
- ・1ヶ月未満で退職した場合／紹介手数料の80%
- ・2ヶ月未満で退職した場合／紹介手数料の50%

以上